

商 法

(問 題)

2027 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙・貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 科目ごとに、指定された解答用紙を使用してください。
3. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
4. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
5. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に2箇所に入力してください。数字が読みにくいと採点されないことがあるので、注意してください。受験番号の入力にあたっては、次の数字見本にしたがってください。試験終了後の受験番号を含む答案の修正については一切対応しません。

数 字 見 本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※判別不能な数字の例 77 000 5555 99 22
 「1」「7」 「0」「6」「9」 「4」「5」「6」「8」 「4」「9」 「2」「3」

7. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
9. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
10. 解答は1頁から連続して記載し、途中で空白の頁を生じさせないでください。誤って頁をとばした場合は、解答が連続していることを明らかにしてください。
11. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
12. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
13. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
14. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

問題（80点）

以下の【事実】を読んで、下記の〔設問1〕〔設問2〕につき、それぞれ別々の問題として解答しなさい。

【事実】

甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、技術者であるAがその開発した技術を事業化するために、資産家であるBから資金の提供をうけて設立したソフトウェアの製造を目的にする株式会社である。甲社は、会社法上の公開会社であるが、上場会社、種類株式発行会社ではない。

甲社の発行済株式総数 2000 株のうち 400 株は、甲社の代表取締役であるAが保有しており、1600 株はBが保有していた。Aとその友人の技術者であるCおよびD（以下、「Aら」という。）が甲社の取締役にになっており、Bは甲社の取締役にいなかった。

甲社の業績は順調に伸びていたのであるが、次第にBが新規事業への進出を求めるなど甲社の経営に干渉するようになり、AらとBは今後の甲社の経営方針をめぐって激しく意見が対立するようになった。他方で、Aらは、ソフトウェアの製造販売を業とする乙社と協力して、甲社の現在の事業をさらに拡大させることを検討するようになった。Aらは現在の事業を継続・拡大し、同時にBを甲社の支配から排除しようと考え、乙社との協議により、同社に出資を要請した。

その後、甲社は、株主総会に諮ることなく、取締役会の決議により、新株 1500 株を発行し、払込金額を1株につき5万2000円、払込期日を令和7年7月30日とし、新株をすべて乙社に割り当てる旨を決議した（以下、この新株発行を「本件新株発行」という。）。ただし、甲社の株式の評価額は、これまで、どのような評価方法・算出方法によっても1株あたり10万円を下回ることはなく、令和7年7月当時における評価額についても同様であった。

〔設問1〕（40点）

Bは、甲社による募集事項の公告をみて、本件新株発行の事実を知ることになった。Bは令和7年7月20日の時点において、本件新株発行をやめさせたいと考えている。

本件新株発行をやめさせるためにBの立場において考えられる主張およびその主張の当否について論じなさい。

〔設問2〕（40点）

甲社は、本件新株発行の際に会社法所定の募集事項の公示を行わなかった。Bは、令和7年8月20日にたまたま甲社の商業登記により知る機会があり、本件新株発行の事実気がついた。

本件新株発行の効力を争うためにBの立場において考えられる主張およびその主張の当否について判例の立場を踏まえつつ、論じなさい。

〔以下余白〕